

## 長野県新型インフルエンザ等対策訓練について

危機管理防災課

健康長寿課

## 1 目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の施行後初となる政府主催の訓練が行われ、海外発生期を想定した政府対策本部の立ち上げと情報伝達が実施される。

これに合わせて本県でも新型インフルエンザ等対策訓練を実施し、県対策本部の立ち上げとともに、市町村等への情報伝達等を実施する。

なお、これらの訓練は特措法12条の規定による訓練として実施される。

## 2 訓練想定

- (1) WHO（世界保健機関）により「Y国においてA(H7N9)ウイルスが持続的にヒトーヒト感染しており公衆衛生上の緊急事態に該当する旨」を公表。
- (2) 厚生労働大臣が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の2に基づく「新型インフルエンザ等の発生の公表」を実施。
- (3) 国は政府対策本部を設置。これに伴い、特措法第22条の規定に基づき、本県においても長野県新型インフルエンザ等対策本部及び地方部を直ちに設置。
- (4) 国が決定した基本的対処方針の伝達を受け、県対策本部員会議を開催。県民向け知事メッセージの発出、相談窓口、帰国者・接触者相談センターの設置等を決定。

## 3 実施日時

平成26年1月21日(火) 8時30分～概ね12時

## 4 訓練会場

県庁西庁舎301号会議室

## 5 訓練の概要

時間	政府	本県（主な対応）
8:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等発生の公表</li> <li>・政府対策本部の設置</li> <li>・都道府県等に伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県対策本部及び地方部の設置</li> <li>・市町村、指定地方公共機関等へ情報伝達</li> </ul>
8:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的対処方針の原案作成（諮問委員会から意見聴取）</li> </ul>	
10:00		<p><b>【効率的な訓練実施のため、国から基本的対処方針が発出されたものとして実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部員会議及び地方部会議の開催</li> <li>・市町村、指定地方公共機関等へ情報伝達</li> </ul>
11:10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部を開催し、基本的対処方針を決定</li> <li>・都道府県等に伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝達の受信</li> </ul>

## 6 訓練スケジュール

※政府対策本部の動きと連動して実施するため、開始時刻等が変更になる可能性あり。

項目	時間	内容
----	----	----

### (1) 県対策本部等の設置、情報伝達

#### ① 県対策本部等の設置

対策本部の設置	8:30～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から「政府対策本部の設置」の伝達を受け、危機管理監から知事に伝達</li> <li>・知事が県対策本部の設置を決定（プレスリリース実施）</li> </ul>
県対策本部地方部の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部設置後、県対策本部事務局から地方事務所へ「県対策本部の設置」の伝達</li> <li>・地方事務所長は、直ちに地方部を設置</li> </ul>

#### ② 関係機関への情報伝達

市町村への情報伝達	8:40～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部事務局から市町村へ「県対策本部の設置」を伝達</li> </ul>
指定地方公共機関等への情報提供		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部事務局から指定地方公共機関、感染症指定医療機関等へ「県対策本部の設置」を情報提供</li> </ul>

### (2) 本部員会議等の開催、情報伝達等

#### ① 本部員会議等の開催

本部員会議の開催	10:00～ 10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの「基本的対処方針」の伝達を受けたこととして、本部長（知事）が本部員会議を開催</li> <li>・県対策本部事務局から状況説明、各本部員から初動体制の報告</li> <li>・県民向け知事メッセージの確認</li> <li>・終了後、「県民向け知事メッセージ」「基本的対処方針」等を地方事務所等に伝達（プレスリリース実施）</li> </ul>
地方部会議の開催	11:00～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部員会議の開催の後、地方事務所長（地方部長）が地方部会議を開催</li> <li>・本部員会議の内容を確認し、各地方部員から初動体制を報告</li> </ul>

#### ② 関係機関への情報伝達等

市町村への情報伝達	10:40～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部事務局から市町村へ「県民向け知事メッセージ」「基本的対処方針」等を情報伝達</li> </ul>
指定地方公共機関等への情報提供等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部事務局から指定地方公共機関へ「県民向け知事メッセージ」「基本的対処方針」等を情報提供</li> <li>・各部局から各種関係団体に対して情報提供</li> <li>・県対策本部事務局から感染症指定医療機関等に対して、「帰国者・接触者外来」の設置を要請</li> </ul>
相談窓口の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部事務局から県庁及び保健福祉事務所（保健所）に、一般県民向けの相談窓口を設置指示</li> </ul>
帰国者・接触者相談センターの設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部事務局から保健福祉事務所（保健所）に発生国からの帰国者や濃厚接触者向けの「帰国者・接触者相談センター」を設置指示</li> </ul>
帰国者・接触者外来の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部事務局から感染症指定医療機関等に対して発生国からの帰国者や濃厚接触者を診療する「帰国者・接触者外来」を設置要請</li> </ul>

## 【訓練】

# 長野県新型インフルエンザ等対策本部本部員会議次第

日時：平成 26 年 1 月 21 日（火）10:00 から

場所：県庁西庁舎 301 号会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 会議事項

（1）現在までの状況

（2）今後の準備を含めた各部局の対策について

（3）県民等に向けた知事メッセージ（案）について

（4）その他

### 4 閉 会

（配付資料）

資料 1 訓練の前提となる想定状況

資料 2 「長野県新型インフルエンザ等対策本部」設置に関するプレスリリース

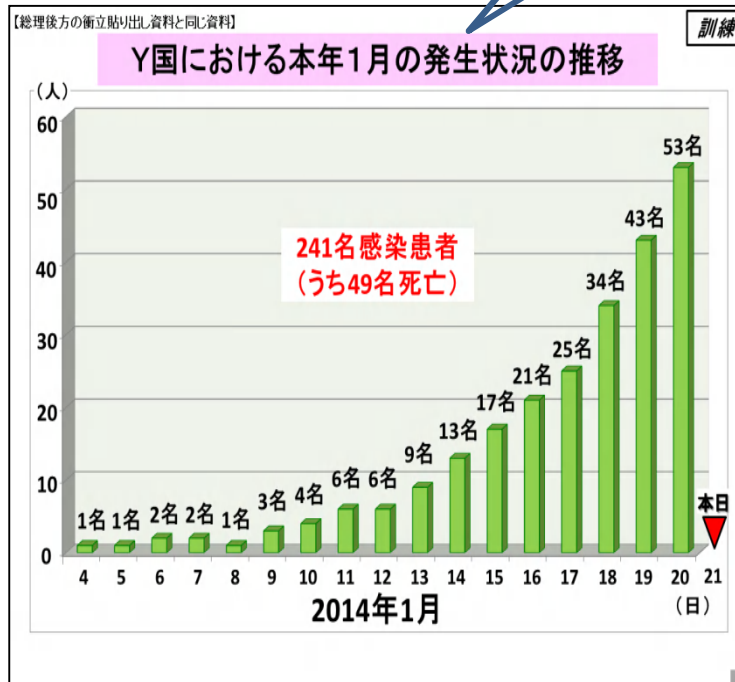
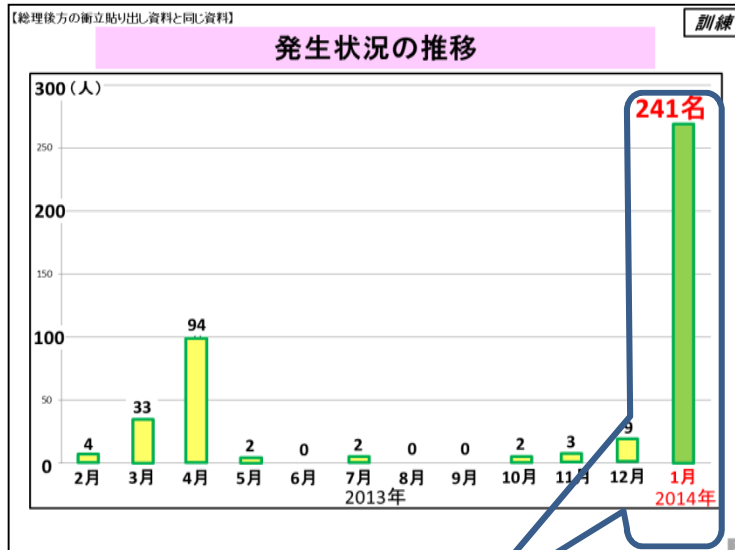
資料 3 基本的対処方針

参考 4 海外での新型インフルエンザ等発生に関する知事メッセージ（案）

参考資料 長野県新型インフルエンザ等対策行動計画

# 訓練の前提となる想定状況

※ WHO所在地の日本との時差  
:-8時間



## 1. Y国の状況

- 昨年3月31日、X国政府が新たな鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染3例を公表。昨年4月に多くの感染確定患者が報告されていたが、その後減少し、散発的な発生に止まっていた。
- **今年1月に入ってから新たな感染症例の報告が増加**し、WHOの協力の下、疫学的調査を強化。
- 感染が確認された患者はY国A県、B県、C県、D県、E県で241名で、うち49名は死亡、残り192名は入院中又は退院。
- 現在、接触者1000名以上について、健康監視を実施中。
- なお、某病院においては、A(H7N9)で入院中の患者甲を看病していた看護師乙及び看護師乙の家族(夫丙)もA(H7N9)の感染が確認され入院中。また、患者甲と同室に入院していた別疾病の患者丁もA(H7N9)に感染が確認され入院中。

## 2. WHOの状況

- 日本時間21日未明より、緊急委員会の助言を受けたWHO事務局長が記者会見を行い、「**Y国において、A(H7N9)ウイルスが持続的にヒトヒト感染しており、国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)に該当する**」旨を公表。

## 3. 日本国の状況

- WHO事務局長の記者会見を踏まえ、**厚生労働省は、Y国でのA(H7N9)発生を「新型インフルエンザ等感染症」と判断**。速やかに、**特措法第14条に基づき、総理へ同発生を報告**。総理からは「特措法に基づき、政府対策本部を設置せよ。」との指示。
- 1月21日午前8時20分から厚生労働大臣により記者会見を実施し、**感染症法第44条の2に基づく「新型インフルエンザ等の発生の公表」**を行った。
- これを受け、**特措法第15条に基づき臨時閣議により「政府対策本部」を設置**。

## 4. 県の状況

- 政府対策本部の設置を受け、特措法第22条に基づき、県対策本部及び地方部を設置。

## 5. その他の地域の状況

- Y国以外の地域での、A(H7N9)の感染症例に関する公表はない。
- また、その他主要国等については、WHOの動向を受け、所要の対策について検討中。



# 訓練

しあわせ信州

長野県(新型インフルエンザ等対策本部)プレスリリース 平成26年(2014年)1月21日

## 「長野県新型インフルエンザ等対策本部」を設置します

世界保健機関（WHO）が、日本時間1月21日未明、Y国において新型インフルエンザA（H7N9）ウイルスが持続的にヒト-ヒト感染しており、公衆衛生上の緊急事態に該当する旨を宣言し、同日、国において感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が公表され、政府対策本部が設置されました。

これに伴い、本日午前8時30分に「長野県新型インフルエンザ等対策本部」を設置するとともに、10時から対策本部員会議を開催します。

### 1 県対策本部の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条第1項に基づき、政府対策本部の設置を受けて、知事が長野県新型インフルエンザ等対策本部を設置します。

#### (1) 構成

本部長：知事、副本部長：副知事、本部室長：危機管理部長、副本部室長：健康福祉部長  
構成員：各部局長、県警本部長

#### (2) 主な所管事項

- ア 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること
- イ 県内における新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策と予防対策に関すること
- ウ 県内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること
- エ 県内発生時における社会機能維持に関すること
- オ 国、市町村、関係機関との連絡調整に関すること
- カ 県民に対する正確な情報提供に関すること
- キ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

### 2 県対策本部員会議の開催

#### (1) 日時

平成26年1月21日（火） 午前10時～10時30分頃

#### (2) 場所

長野県庁 西庁舎3階 301号会議室

#### (3) 内容

発生状況等の確認、各部局の対応の確認、県民への知事メッセージ等

### 3 その他

- ・「長野県新型インフルエンザ等対策本部」の設置を受けて、各広域市町村圏（県下10圏域）においても、地方事務所長を地方部長とする「新型インフルエンザ等対策本部地方部」を設置します。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中

危機管理部 危機管理防災課 危機管理係  
（課長）玉井祐司（担当）松沢正雄、柏原稔  
電話 026-235-7184（直通）FAX：026-235-4332  
E-mail：bosai@pref.nagano.jp

健康福祉部 健康長寿課 感染症対策係  
（課長）小林良清（担当）瀧澤修一、安藤敬史  
電話：026-235-7148（直通）FAX：026-235-7170  
E-mail：kenko-choju@pref.nagano.jp

## 基本的対処方針

政府は、Y国における新型インフルエンザA（H7N9）の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、取組を進めることとする。

現段階では病原性・感染力等に関する情報が限られているため、国民の生命・健康の安全を確保する観点から、病原性の高い新型インフルエンザである可能性も念頭に対策を実施するが、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替えていく。

### 1 新型インフルエンザ発生に関する事実

今回の新型インフルエンザは、1月以降にY国において新たに感染が確認された患者の約2割が死亡するなどの報告があるが、感染源及び感染経路については不明の状況であり、発生国で感染者の報告が続く可能性がある。

なお、現段階では、国内での発生は確認されていない。

### 2 新型インフルエンザへの対処に関する全般的な方針

新型インフルエンザの国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努めるとともに、国内発生に備えて体制の整備を行うべく措置を講ずる。

### 3 新型インフルエンザ対策の実施に関する重要事項

- 一. 国際的な連携を密にし、発生国におけるり患の状況、WHOや諸外国の対応状況、新型インフルエンザウイルスの特徴等に関する情報収集に最大限の努力を払うとともに、国内サーベイランスを強化する。
- 二. 国民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、問い合わせに対しては、厚生労働省や地方公共団体の相談窓口において適切に対応する。

三. 在外邦人に対し支援を行うこと並びに国内での予防及びまん延をできる限り遅らせることを目的として、以下の対策を実施する。

- (一) 発生国への渡航について感染症危険情報の発出及び空港における広報活動の強化
- (二) 発生時の在外邦人に対する情報提供等支援の強化、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況の確認及び医療機関から払底した場合の在外邦人への提供等支援の強化
- (三) 発生国からの帰国を希望する邦人を支援するための諸対策の推進
- (四) 検疫を始めとする水際対策の強化
- (五) ワクチンの開発

四. 国内における新型インフルエンザ患者の発生に

備え、以下の対策を実施する。

- (一) 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置
- (二) 医療機関及び医療関係者への迅速な情報提供
- (三) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握、適切な使用及び適正な流通

五. 事業者に対して、感染対策の準備等を行うよう要請する。



# 訓練

海外での新型インフルエンザ等発生に関する知事メッセージ（案）

平成26年1月21日（火）

長野県知事（新型インフルエンザ等対策本部長）

阿部 守一

本日1月21日、世界保健機関（WHO）により昨年3月から発生が報告されていた鳥インフルエンザA（H7N9）のヒトーヒト感染がY国において確認され、さらに国において新型インフルエンザ等の発生を公表し、政府対策本部を設置しました。

これに伴い、迅速かつ適切に対応して県民の健康被害を防止することを目的に本日午前8時30分、長野県新型インフルエンザ等対策本部を設置するとともに、各地方部の設置を指示したところです。

県といたしましては、国内外の情報を最大限収集するとともに、関係機関と十分に連携・協力しながら、県の全組織を挙げて対応することにしていきますので、県民及び事業者・団体の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、現時点では、特に以下の点をお願い申し上げます。

- まだ国内で患者が発生していませんので、冷静な対応をお願いいたします。
- Y国から帰国し、10日以内に38度以上の発熱と咳や息苦しさなどの症状が出た場合には、直接、医療機関を受診せず、まずお近くの保健所（保健福祉事務所）にご連絡ください。
- 海外に渡航する場合には、できるだけ人ごみや動物との接触を避けるとともに、マスクの着用、手洗いの徹底などの予防対策をとってください。
- 今後も最新情報に注意してください。

また、市町村、指定地方公共機関等につきましては、それぞれの計画及び別添の基本的対処方針に基づき対応いただきますよう願います。